平成 27 年 11 月 20 日

第 12853 号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

# 示 ○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課) ○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定

- (同
- ○生活保護法に基づき指定を受けた施術所の名称の変更 (同 ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し
- た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律に基づき指定を受けた施術所の名称の変更の届 (同)2
- ○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同
- ○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 (同)

- ○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)
- ○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (健康推進課) 3

# 公安委員会

○警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の 上欄の規定による石川県公安委員会が認める交通誘導 警備業務

# 告 示

### 石川県告示第530号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり 指定した。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 IE. 憲

名称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ石同新町薬局	白山市石同新町270番地	平成27年11月1日
加賀温泉リハビリクリニック	加賀市直下町ヲ91番地	"

# 石川県告示第531号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第 49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ石同新町薬局	白山市石同新町270番地	平成27年11月1日
加賀温泉リハビリクリニック	加賀市直下町ヲ91番地	"

#### 石川県告示第532号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者 から、次のとおり施術者の施術所の名称を変更した旨の届出があった。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏	名		名 称	东	所 在 地	変更年月日
物版	. 明	新	モツオ整骨院		珠洲市宝立町金峰寺末字30-1	亚出97年11月1日
190 N	÷ 91	旧	物応整骨院		环伽印玉亚叫玉畔寻木于50-1	平成27年11月1日

### 石川県告示第533号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術者から、次のとおり施術所の名称を変更した旨の届出があった。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏	. 1 7	名		名	称	所 在 地	変更年月日
物	應	明	新	モツオ整骨院		│ │ 珠洲市宝立町金峰寺末字30-1	平成27年11月1日
1/0	應	1971	旧	物応整骨院			十成27年11月1日

# 石川県告示第534号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

		居	宅	介	護	事	業	者				居	宅	介	護	事	業	所		指	定
	名		称		主	たる	事務	务所 0	つ所在地		名		称				所	在	地	年月	日
嶋	裕一				<u>۵</u> ;	п <del>т</del> -	- E	1 丁	目311	嶋医	·				<u> </u>	ւլլ <del>յե</del>	нш	ようひ-刹	€- 4th	平成	27年
一時	竹一				玉石	八山二	二馬	1 ]	日 211	鳴区	冗					山市	十世	) 32省	11世	8月	1日

# 石川県告示第535号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

		居	宅	介	護事	業	者		居	宅	介	護	事	業	所		指	定
	名		称		主たる	る事剤	務所の所在地	名		称			Ī	折	在	地	年月1	日
嶋	鳥 裕一 金沢市三馬1丁目311		旭医陸	嶋医院				山市中	±1 ∰T	*20釆	÷44	平成27	7年					
円向			1 1 日 211	网区的					Щ П1,	T. ₩1	34′田	LTE	8月1	日				

公 告

### 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を 承諾した市町	予防接種を行う主たる場所
橋 爪 清 盛	県内全域	加賀市山中温泉上野町ル15番地1 山中温泉医療センター

### 予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成27年11月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

	予防接種を行	う主たる場所	変更年月日	
医師の氏名	新	ĬĦ	<b>多</b> 史平月日	
安部後男	小松市沖周辺土地区画整理事業 地内仮地番 5 街区30号 医療法 人社団愛康会 小松ソフィア病院 小松市瀬領町丁1番地2 社会 福祉法人石川整肢学園 小松こ ども医療福祉センター	小松市沖周辺土地区画整理事業 地内仮地番 5 街区30号 医療法 人社団愛康会 小松ソフィア病 院	平成27年11月1日	
亀 田 正 二	"	"	"	
竹 越 快	"	"	"	

# 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第139号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の6の項の上欄の規定により、 道路又は交通の状況により、石川県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、 次表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成28年4月1日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定による石川県公安委員会が認める交通誘導 警備業務(平成18年石川県公安委員会告示第111号)は、この告示の施行の日の前日をもって廃止する。

平成27年11月20日

石川県公安委員会

路線	区間
1 国道 8 号	石川県の全域
2 国道157号	石川県の全域
3 国道159号	石川県の全域
4 国道305号	石川県の全域
5 国道359号	石川県の全域
6 主要地方道松任宇ノ気線	石川県の全域
7 主要地方道金沢小松線	石川県の全域
8 主要地方道金沢美川小松線	石川県の全域
9 主要地方道山中伊切線	石川県の全域
10 一般県道森本津幡線	石川県の全域

4	平成 27 年 11 月 20 日 (金曜日)	石	Ш	県	公	報	第12853号